

今月のテーマ

国連へ！ パラレル・レポートを！
権利条約下の私たちの実態を届けよう

5月23日、JD（日本障害者協議会）政策会議2015が開催され、各地から120名をこえる参加者で、「パラレルレポート」について学習、交流が深められました。

障害者権利条約により日本政府は、国連・障害者権利委員会に報告書を提出する義務があります。障害者団体は政府報告書に対する民間報告書（パラレル・レポート）

ト）を国連に提出することができません。国連はそれをもとに進捗状況を審査し、各国に改善を勧告します。これは、条約批准後の国内法制度の見直し、向上にむけてたいへん重要なとりくみとなります。JDは、JDF（日本障害フォーラム）と連携しながら、現状分析と課題の整理作業を開始しました。そのポイントを紹介します。

政府報告の骨子案とJDFのうごき

障害者権利条約の批准国は、155か国（EU含む）。署名は159か国。6月12日現在。日本は、「名ばかりでない国内法の見直しを求め、私たち抜きに私たちの

こと決めないで」と制度改革議論を障害者参加ですすめ、2014年2月に141番目に批准しました。権利条約は、国や自治体の義務



▲JD政策会議2015（東京・戸山サンライズ）



▲質問する福島智さん（東大先端研）

を定めたもので、25項目の「前文」と50条からなる「本文」で構成されています。第1条目的では「障害の社会的把握」を、第2条定義では、コミュニケーション、言語、差別、合理的配慮を、第3条一般原則で、尊厳、非差別、インクルージョン、アクセシビリティを定めています。また、「特別な留意」として、「障害のある女性」（6条）、「障害のある子ども」（7条）、「危機の状況と人道上の緊急事態」（11条）を強調しています。そして、第33条国内の実施とモニタリング、第34条障害者権利委員会、第35条締約国による報告を定めているのです。

すなわち、第35条「1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する」によれば、日本政府は2016年2月までに政府報告書を国連に提出しなければなりません。そのため、内閣府に置かれた障害者政策委員会、この夏までに、各省庁の報告をもとにモニタリング（監視）をすすめます。

5月末に政府招致で来日講演した、国連・障害者権利委員会の口

ン・マツカラム初代委員長は、「良い政府報告は正直（オネスト）なもの」「障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させる」ことを強調しました。

JDFは、窓口となっている外務省に、①政策進展に資する報告、②統計・データに基づいて、③達成できていない部分は課題として、④意見交換などをはたらきかけ、外務省は、政府報告骨子案

を示して、各省からの報告を要請しています。

こうしたなか、JDFは権利条約推進委員会が月1回の情勢学習・意見交換を重ね、パラレル・レポートをいろんな団体と一緒にまとめていく方向を確認しています。10月末には、すでに国連審査が行われている韓国に学ぶ日韓セッションを企画します。

具体的な実態を調査し、意見することの大切さ

JDF政策会議では、加盟団体から寄せられたアンケート調査に基づいて、政府報告骨子案と引き合わせた「一覧づくり」が報告されました（表はその一部で第24条教育関連）。ひきつづき加盟団体

ん契約に基づく自己責任を求めるシステムになっている。自治体間格差が大きい。

から意見や調査資料を集中して、JDFとしてのパラレル・レポートづくりにつながっていきます。「団体からの報告」では、難病、制度の谷間（失語症、65歳問題、労働があり、「子どもと教育」で全国障害者問題研究会・品川文雄さんがつぎの報告をしました。

○教育①通常の学校で学ぶために必要な教育条件が不十分、②通級指導教室が不十分、③特別支援学級や学校で在籍する子どもが急増、④要因の検討が必要、⑤学校の整備は不十分で教育条件が悪化している。知的障害校で顕著。この実態は、他の者との平等の点でも、基本的人権という点でも看過できない。

蘭部英夫（そのべ ひでお）

全国障害者問題研究会事務局長
日本障害者協議会（JD）副代表

項目	外務省の留意点	担当省庁	JD加盟団体	JD加盟団体意見など	資料など
第24条 教育	条文の主要な項目に沿って、憲法26条、教育基本法、教育振興基本計画、障害者基本法、障害者基本計画、学校教育法、学校教育法施行令、学校施設バリアフリー化推進指針、特別支援学校への就学奨励に関する法律、特別支援学校学習指導要領、児童福祉法、職業能力開発推進法等の該当部分に関連付けて記載。特に制度改革等にもなる事実上の進展（データ等）について積極的に記載。	文科省 厚労省	全国LD親の会	●教育における学びの保障 ●通級指導教室の設置数が少ない。（特に中学校） ●通級指導教室を利用できない児童制度が多くなる。 ●教室での障害に応じた支援機器の使用を認めて欲しい。 ●高校、大学の入試試験が、読み書き障害への代読またはPC読み上げの実施。	24_1 政策会議報告
				●障害者・家族が求めている教育が行われていない。権利条約に示される「可能な最大限までの発達」「人間の多様性の尊重、自己の価値についての意識の十分な発達」「自由な社会への効果的参加」などの教育の目的を実現するための教育制度と教育条件の整備が不十分。 ●通常学校の特別支援教育の条件整備がすすんでいない。 1学級あたりの児童生徒数は改善されていない 特別支援教育の支援員は人員的にも専門性でも不足している 特別支援学級教員の専門性も不足している ●特別支援学校の適正な規模、適正な配置にかんする法律がないために、通常の学校では考えられないほど教育条件が悪化している。特に知的障害校が顕著。 ●放課後等デイサービスが増えているが、施設設備、職員の専門性が不十分。基本報酬が低い。	24_2 放課後デイ実態調査
				●インクルーシブ教育システムと合理的配慮の重要性を条文は示唆している。関連する制度改革には確実に反映させるべきである。	24_3 要望書
				●全国特別支援教育推進連盟経由で要望している	24_4 要望書
			ぜんコロ 全国こはを育む会 筋ジス協会		

○乳幼児期の支援の課題Ⅱ成人期とは異なるしくみが必要。どんな